

農地中間管理機構における遊休農地事務手続きについて

平成 30 年 8 月 27 日制定

《福島県農地中間管理機構》
(公財) 福島県農業振興公社

1 目的

農地法（以下「法」という。）第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項に基づき農業委員会が行う遊休農地の利用意向調査の結果、法第 35 条第 1 項に基づき農業委員会が福島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対して行う通知（以下「意向表明通知」という。）及び「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号、農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）第 3 の 5 の(3)に基づき農業委員会から機構に行われる情報提供（以下「情報提供通知」という。）に関し、機構の事務手続きを定めるため。

2 取扱方針について

農業委員会が法第 30 条第 1 項に基づき行う農地利用状況調査と市町村と農業委員会が共同で実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査実施要領」（平成 20 年 4 月 15 日付 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき行う荒廃農地調査は、一体として実施されていること、農地中間管理事業の一部であるあっせんその他利用関係調整（以下「マッチング」という。）について本県では機構から市町村へ業務委託していること及び機構地域マネージャーが県農林事務所・農業普及所に配置されていることから、機構、農業委員会及び市町村が適切な役割分担の下に行うものとする。

3 手続きについて

(1) 事前調整の実施

農業委員会は、農地利用状況調査の実施後、機構に意向表明通知又は情報提供通知を行うおうとする場合は、遊休農地が周辺農地に及ぼす影響、人・農地プランに位置づけられた担い手等の意向、基盤整備や条件整備事業等により耕作条件を改善した場合のマッチングの可能性について、市町村及び機構地域マネージャーと事前調整するものとする。

(2) 意向表明通知・情報提供通知の方法

農業委員会が機構に意向表明通知又は情報提供通知を行う場合は、様式 1 をそれぞれ別葉に作成し添付するものとする。

(3) 意向表明通知に対する機構借入の可否判断

機構は、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第 7 条に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するかどうか速やかに判断するものとする。

ア 借入不可の判断の場合

機構は、法第 35 条第 2 項ただし書に基づき、判断結果を農業委員会に通知するとともに、農業委員会から当該農地所有者等に通知するよう依頼するものとする。（様式 2）（参考様式）

イ 借入可の判断の場合

機構は、法第 35 条第 2 項に基づき、当該農地の所有者等に対し、その農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。（様式 3）

また、農業委員会へ協議の申し入れをした旨を通知するものとする。（様式 4）

なお、協議の結果、不調となった場合は農業委員会へ通知するものとする。（様式 5）

(4) 情報提供通知に対する機構借入の可否判断

機構は、規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するかどうか速やかに判断し、その結果を農業委員会へ通知するものとする。(様式6)

(5) 貸付候補農地リストの登録について

(3)のアにより機構借入が不可判断となった農地については、別に定める「農地中間管理事業における貸付候補農地取扱いについて」により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、平成30年8月27日から施行する。
- 2 この通知による廃止前の「農地法第35条第1項に基づく通知に係る事務手続きについて」の規定に基づき農業委員会から機構へ行われた「協議通知」については、この通知で定める「意向表明通知」とみなす。